

マイナンバー及び法人番号の 提供にご協力をお願いします!

マイナンバーとは…

住民票を有する個人の方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

※法人には法人番号が指定されます。



銀行でマイナンバー及び法人番号が必要となる主な取引

法令により個人・法人を問わず、マイナンバー及び法人番号の提示が必要です。

個人の方:「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。

法人の方:法人番号が確認できる書類(商業登記簿謄本など)をご持参ください。

個人のお客さま

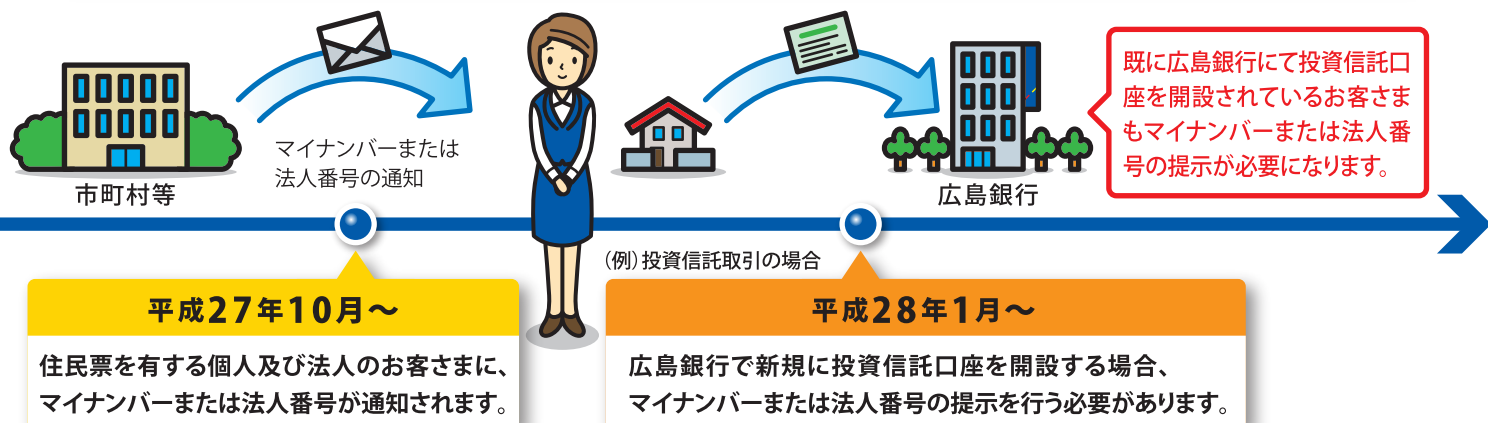
- 投資信託・公共債 など
証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄(年金・住宅)
- 外国送金(支払い・受け取り)など
- 信託取引(金銭信託など)

法人のお客さま

- 投資信託・公共債 など
証券取引全般
- 定期預金・通知預金
- 外国送金(支払い・受け取り)など
- 信託取引(金銭信託など)

広島銀行では、お客さまに代わり特定口座の税金の計算や納付、法律で定められている各種支払調書等の交付を税務署に行っていることから、広島銀行にマイナンバーまたは法人番号の提示が必要になります。

※口座開設等、手続きによっては、銀行への届出印が必要となる場合があります。



マイナンバー



Q マイナンバーはいつ、どのような人に通知されますか？

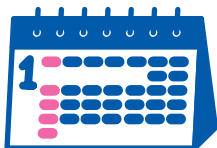
A

平成27年10月の第1月曜日である5日時点で住民票に記載されている住民に指定され、それ以降、市区町村から住民票の住所に簡易書留で郵送されます。また、**年齢に関係なく番号が通知**されます。



Q マイナンバーはいつから使われますか？

A



平成28年1月から開始予定です。
平成28年1月以降は**社会保障**や**確定申告**などの手続きを行う際にもマイナンバーが必要となります。

Q 通知される内容はどのようなものですか？

A

12桁のマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された『**通知カード**』です。
通知カードを受け取るに際しては、**役所での特別な申請や手続の必要はありません。**



Q 法人にも番号指定はされますか？

A

株式会社などの「設立登記法人」のほか、「地方公共団体」等に対して**13桁の法人番号**が指定され、平成27年10月から、登記上の所在地に、法人番号などを記載した通知書が届けられます。法人番号は、名称・所在地とともに**インターネット上で広く公表**され、個人の方に通知されるマイナンバーとは異なり、**どなたでも自由に閲覧・利用**できます。



Q 自分のマイナンバー（個人番号）を取り扱う際に気を付けることは何ですか？

A

マイナンバーは、**生涯にわたって利用する番号**なので、忘失したり、漏えいしたりしないように大切に保管してください。法律や条例で決められている手続きで行政機関や金融機関、勤務先などに提示する以外は、**むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてください。**

◎くわしくは(ひろぎん)の窓口までお問い合わせください。

〈ひろぎん〉ホームページ

www.hirogin.co.jp

広島銀行

支店 TEL

担当

【商号等】株式会社広島銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号 【加入協会】日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

(平成27年9月30日現在) 1509広告審査済 T

真っ先にご相談いただける「ファースト・コール・バンク」を目指します。

広島銀行